

【 7 】

氏 名	今 井 直 重 いま い なお しげ
学 位 の 種 類	法 学 博 士
学 位 記 番 号	論 法 博 第 8 号
学位授与の日付	昭 和 38 年 12 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	主権の憲法学的研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 大石義雄 教 授 須貝脩一 教 授 杉村敏正

論 文 内 容 の 要 旨

この論文は、序言、序章および第1章から第4章までと結章からなっている。A5版、428ページの論文で、既に著書として公刊されているものである。

序言では、この論文の中心となる問題点を端的に表現しようとしている。その問題点は二つである。その一つは、本体的主権と作用的主権の問題であり、その二つは、国権の担荷者の問題である。

序章では、この論文は、論文の企図と特色を列記している。その内容は、主権概念を明確ならしめる企図、本体的主権と作用的主権の区別、国家主権の立場からの主権概念、統治権の総攬者と国権の担荷者の区別、国民の総意の意義、主権の品質およびその正当性などについて論究している。

第1章では、主権概念の史的発展についてのべている。その内容は、古代ギリシヤからの主権概念の歴史的変遷と現代の主権概念についてのべている。

第2章では、主権概念の憲法学的再構成についてのべている。その内容は、国家の法人格性、国権の最高独立性について論究し、また主権に本体的主権と作用的主権の別あることなどについて詳論している。

第3章では、各種の国家における主権の構造についてのべている。その内容は、連邦国家における主権の構造と不完全国家における主権の構造について論究している。

第4章では、主権概念の憲法学的再構成による憲法解釈論についてのべている。その内容は、天皇制についての比較憲法論的研究である。

結章では以上のべてきた問題点の全体にわたって総括的に要領よく著者の考察をまとめている。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

わが国でも、これまで主権に関するまとまった研究書がないわけではない。しかし、それは主として政治学的なものであり、また新憲法以前のものである。もちろん、主権研究の問題それ自身は新しいものではない。しかし、わが国で、この論文ほど広く内外にわたる豊富な資料に基いて多様な主権の問題点を

含む主権の研究を包括的にまた体系的にまた資料的にまとめて研究された憲法学的研究書は存在しないのであり、今後主権の憲法学的研究にとって貴重な資料となることは疑いない。その学問的価値は高く評価されるべきものである。よってこの論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。